

平成 27 年度から、補助率を引上げて制度拡充しました。

日常生活に必要な身近な地域の食料品店を支援します！

まちの食料品店出店促進・販売力向上支援事業

補助金

○制度概要

趣 旨	生鮮食品及び日常の食料品を取り扱う身近な地域の小売店を営む中小企業者の振興と買い物利便性の維持・向上を図るため、出店・増改築等の工事や販売力向上に必要な設備の購入を支援します。
補助対象者	次のいずれかに該当する市税を完納している中小企業者 (1) 市内に主たる事業所を有するもの (2) 市内で創業予定のもの (3) 市内に日常の食料品を取り扱う小売店を出店しているもの
対象店舗	日常の食料品（生鮮食品は必須）の取扱いが50%以上の小売店で、店舗の用に供する床面積が500㎡以内の市内の店舗 ※ ただし、次の店舗は除きます。 ・市外の企業が設置する大規模小売店舗内にある店舗 ・2以上の食料品店が集積している施設内の店舗 ・フランチャイズのコンビニエンスストア
補助対象経費	(1) 出店又は増改築等の工事に要する経費(ただし100万円以上の工事とする。) (2) 販売力向上を図るための次の設備の購入に要する経費(ただし50万円以上の設備とする。) ア 冷蔵設備付き車両 イ 冷蔵用ショーケース
補助金の額	・補助率 補助対象経費の $\frac{1}{2}$ ※ $\frac{1}{3}$ から $\frac{1}{2}$ に補助率アップしました！ ・限度額 工事 250万円 設備 50万円 ※ 工事と設備と併せて申請することができます。(最大300万円)

○手続のながれ

1. 事前協議	着手の1か月以上前に、事業概要について協議をして下さい。 ※ 平面図、立面図、見積書など事業概要がわかるものをご準備下さい。
2. 補助金申請	事業着手前に、申請書に必要な書類を添えて商業振興課へ提出して下さい。 【必要書類】 補助金交付申請書* 工事の場合(平面図、立面図、見積書) 設備の場合(カタログ、見積書) など
3. 決定	書類審査の上、補助金交付決定の可否をご連絡します。
4. 着手	補助金交付決定前の着手は認められませんのでご注意ください。
5. 完了確認 補助金交付	事業が完了後、担当職員が完了検査を行います。 (事業実績報告書*、写真、請求書、領収書(写))を提出して下さい。 完了検査後、書類審査を経て、補助金を確定し交付します。 ※ 完了後5年間の間に事業廃止等の変更があった場合は返還を求めます。

※ 様式は商業振興課にてご用意いたします。下記までお問い合わせ下さい。

問い合わせ先 金沢市経済局商業振興課
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
電話番号：076-220-2193 FAX 番号：076-260-7191